

# 建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の 発行基準について

令和4年度から以下の発行基準に基づき加入・履行証明書の発行を行います。

この改定は、電子申請方式を利用した場合の取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保及び加入・履行状況の確認について強化を図るためのものです。

正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等適切に契約が履行されていないと認められる場合には、加入・履行証明書の発行はできませんので、決算期間内において日頃より適正履行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、加入・履行証明書発行手続きにおける審査の徹底により時間を要することから、証明願の受付及び証明書の発行は原則〔郵送対応〕とさせていただきます。

審査基準改定の経緯：「経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行手続における審査の徹底について」（令和3年4月13日、建退共本部事業部長宛て 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長事務連絡）

## 《発行基準》

### 1. 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
  - ア. 加入後1年未満の方
  - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
  - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

### 2. 退職給付抛出額等の総額について

退職給付抛出額等の総額（下記①～④の合計額）が、被共済者数に1人当たり80,640円（※1）を乗じた額（1. ②アに該当する方については、加入後の月数に6,720円（※2）を乗じた額、イに該当する方については、労働日数に320円（※3）を乗じた額）以上であること。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

（※1）令和3年9月以前を始期とする決算期は、78,120円（310円×21日×12月）を乗じた額となります。

（※2）令和3年9月以前の就労分については、6,510円（310円×21日）を乗じた額となります。

（※3）令和3年9月以前の就労分については、310円を乗じた額となります。

### 3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について

証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

### 4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1. のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は共済証紙の交付が適正に行われていること。

### 5. 基準の強化・緩和

地域の実情等により、基準を強化又は緩和している都道府県については、当該基準を公表しておりますので各都道府県支部にお問い合わせください。

## 《申請時に必要な主な書類》

「加入・履行証明願」提出の際には、下記書類の添付が必要となります。（決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、②④⑤は不要です。）

#### ① 共済手帳受払簿(写)

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数を確認します。  
共済手帳を所持している全ての被共済者(直用の従業員)を記載してください。

#### ② 共済証紙受払簿(写)

共済証紙購入額・前年度から繰り越した共済証紙の金額・下請に現物交付した共済証紙の金額(2. ②～④)を確認します。

#### ③ 出勤簿等(1. ②イの被共済者がいる場合のみ)(写)

年間就労日数が少ない方(1. ②イ)の出勤状況及び掛金納付対象日を確認します。  
出勤日≠掛金納付対象日の場合、出勤簿等の対象日に印をつけてください。

#### ④ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。) (建退共事務受託様式第2号)(写)

決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書(写)を添付してください。  
購入した共済証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの共済証紙交付依頼に対して適正な枚数の共済証紙を交付し、下請が受領しているか(2. ④)を確認します。

#### ⑤ 工事別共済証紙受払簿

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。  
建退共の求めに応じて提示してください。

#### ⑥ 発行手数料

各都道府県支部ホームページでご確認ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

建退共本部ホームページ

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

《問い合わせ先》共済契約者番号 : 100で始まる契約者は 建退共本部 03-6731-2831  
: 51～97で始まる契約者は 各都道府県支部 中面一覧表参照